

平成22年（ワ）第805号 ボランティア基金返還請求等控訴事件

控訴人 鎌田まりみ 外10名

被控訴人 エンジェルスこと林俊彦

調査嘱託の申立書

2010年8月 日

大阪高等裁判所 11 民事部 係 御 中

控訴人ら代理人 弁護士 中 島 光 孝

控訴人ら代理人 弁護士 辻 公 雄

控訴人ら代理人 弁護士 吉 川 法 生

控訴人ら代理人 弁護士 門 松 真 由

控訴人ら代理人 弁護士 阪 口 徳 雄

控訴人らは、次のとおり調査嘱託を申し立てる。

1 調査嘱託先

〒520-1623 滋賀県高島市今津町住吉1丁目3番地1
大津地方法務局高島出張所登記官

2 調査嘱託事項

- (1) 特定非営利活動法人動物愛護団体ANGELS（会社法人等番号1608-05-000652，滋賀県高島市今津町酒波1186番地2。以下「本件法人」とする）の設立時（平成22年5月27日）の財産目録の内容
- (2) 本件法人の平成22年5月27日変更後の財産目録の内容

3 調査嘱託を申し立てる理由

- (1) 被控訴人は、本件法人の理事長に就任しており、その設立にかかわっている。被控訴人は、控訴人らから集めた本件寄附金を目的外に使用し、滋賀県高島市に犬のシェルターを取得したりしている。本件法人設立のために拠出した資産も本件寄附金を流用した可能性が強い。
- (2) 上記事情を明らかにするために、財産目録の内容を知る必要がある。

なお、本件法人は設立時の資産の総額は1977万8763円であるが、同日に変更され、資産総額は77万8763円となっている。

本件法人は、平成22年5月21日に滋賀県から認証を受け、同年5月27日に設立したものである。定款においては、設立当初の役員は、理事長が林俊彦、副理事長が川端加津子、副理事長が藤井一滋となっている。

以上